

議会運営委員会

協議事項

全員協議会

令和2.6.4(木)午前10時

令和2.6.5(金)午前9時30分

- 1 追加議案について

- 2 本会議2日目の運営について
 - (1) 委員会審査の結果について
 - (2) 議事日程・議事の順序及び議案付託件目表について

- 3 静岡県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙について

- 4 意見書等の調整について(5月13日協議事項の別冊参照)
 - (1) 新型コロナウイルス感染症対応を教訓とした医療資源の構想の見直しを求める意見書
(自由民主党浜松提出)
 - (2) 児童虐待防止対策のさらなる普及啓発と保護者支援強化を求める意見書
(自由民主党浜松提出)
 - (3) 緊急事態宣言下での路線バスの柔軟なダイヤ変更を可能にすることを求める意見書
(市民クラブ提出)
 - (4) 新型コロナウイルス感染症拡大に伴う緊急経済対策を求める意見書
(創造浜松提出)
 - (5) 全教育機関における双方向のオンライン教育の早期実現を求める意見書
(公明党提出)
 - (6) 「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」の拡充を求める意見書
(日本共産党浜松市議団提出)
 - (7) 新型コロナ危機から国民生活を緊急に守るため消費税率引き下げの決断を求める意見書
(日本共産党浜松市議団提出)

- 5 9月定例会の質問について(議運のみ)

追加議案

1 補正予算 3件

- (1) 令和2年度浜松市一般会計補正予算（第5号）
- (2) 令和2年度浜松市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- (3) 令和2年度浜松市病院事業会計補正予算（第2号）

国補正予算（第1号）に伴い、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、PayPay と連携した中小店舗支援や PCR 検査センターの設置などに要する経費を追加するほか、国や県の補助制度を活用し、障害者施設における感染対策に対する助成などに要する経費を追加するもの。

2 条例の一部改正・制定 5件

- (1) 浜松市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

新型コロナウイルス感染症から市民等の生命及び健康を保護する作業に従事した職員に対し、作業手当を支給できるようにするもの。

- (2) 浜松市税条例等の一部改正について

個人市民税におけるひとり親及び寡婦（寡夫）控除の見直しなど地方税法等の一部改正に伴う対応のほか、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置を講ずるもの。

- (3) 浜松市介護保険条例の一部改正について

消費税率の引上げにあわせた低所得者の保険料軽減強化の完全実施のほか、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した方に対する減免申請に対応するもの。

- (4) 浜松市国民健康保険条例の一部改正について

新型コロナウイルス感染症に感染した被用者に対する傷病手当金を支給することができるようにするほか、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した方に対する減免申請に対応するもの。

- (5) 浜松市新型コロナウイルス感染症対策基金に関する条例の制定について

新型コロナウイルス感染症防止対策事業に対する寄附金を受け入れる基金を設置するもの。

3 工事請負契約の締結 2件

(1) 四ツ池公園陸上競技場改修工事

四ツ池公園陸上競技場改修工事について工事請負契約を締結するにあたり、浜松市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき提案するもの。

契約金額 418,220,000円

契約相手 長永スポーツ工業株式会社

(2) 浜松市小型自動車競走場メインスタンド棟改築工事（建築工事）

浜松市小型自動車競走場メインスタンド棟改築工事について工事請負契約を締結するにあたり、浜松市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき提案するもの。

契約金額 1,078,000,000円

契約相手 林工・鈴木特定建設工事共同企業体

4 物品購入契約の締結 1件

(1) ヘリコプターテレビ電送システム用カメラ装置一式の購入

ヘリコプターテレビ電送システム用カメラ装置について物品購入契約を締結するにあたり、浜松市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき提案するもの。

契約金額 45,100,000円

契約相手 株式会社東通インターナショナル

5 その他 1件

(1) 平成30年台風24号に伴う倒木による損害賠償請求調停事件に関する和解及び損害賠償額について

平成30年台風24号に伴う倒木による浜北区正寿院本堂の屋根部分を直撃した損害賠償請求調停事件に関して、地方自治法96条第1項第12号及び第13号の規定に基づき提案するもの。

令和2年5月20日

浜松市議会議長 鈴木 育男 様

浜松市議会環境経済委員会
委員長 遠山 将吾

委員会審査結果報告書

本委員会に付託された事件について、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第100条の規定により報告します。

記

1 委員会開会の月日 5月20日

2 審査の結果

事件番号	件名	審査結果	備考
第77号議案	令和2年度浜松市一般会計補正予算(第4号)	原案可決	

議 事 日 程 (第9号)

令和2年6月5日(金) 午前10時開議

- | | | |
|-----|------------|---|
| 第 1 | 会議録署名議員指名 | |
| 第 2 | 代 表 質 問 | |
| 第 3 | 第 77 号 議 案 | 令和2年度浜松市一般会計補正予算(第4号) |
| 第 4 | 第 78 号 議 案 | 令和2年度浜松市一般会計補正予算(第5号) |
| 第 5 | 第 79 号 議 案 | 令和2年度浜松市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号) |
| 第 6 | 第 80 号 議 案 | 令和2年度浜松市病院事業会計補正予算(第2号) |
| 第 7 | 第 81 号 議 案 | 浜松市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について |
| 第 8 | 第 82 号 議 案 | 浜松市税条例等の一部改正について |
| 第 9 | 第 83 号 議 案 | 浜松市介護保険条例の一部改正について |
| 第10 | 第 84 号 議 案 | 浜松市国民健康保険条例の一部改正について |
| 第11 | 第 85 号 議 案 | 浜松市新型コロナウイルス感染症対策基金に関する条例の制定について |
| 第12 | 第 86 号 議 案 | 工事請負契約締結について
(四ツ池公園陸上競技場改修工事) |
| 第13 | 第 87 号 議 案 | 工事請負契約締結について
(浜松市小型自動車競走場メインスタンド棟改築工事(建築工事)) |
| 第14 | 第 88 号 議 案 | 物品購入契約締結について
(ヘリコプターテレビ電送システム用カメラ装置一式) |
| 第15 | 第 89 号 議 案 | 平成30年台風24号に伴う倒木による損害賠償請求調停事件に関する
和解及び損害賠償額について |

議 事 の 順 序 (第 2 日)

令和 2 年 6 月 5 日 (金) 午前 10 時開議

- 1 開 議 の 宣 告
- 2 会 議 録 署 名 議 員 指 名
- 3 代 表 質 問
- 4 議 題 の 宣 告……日程第 3 第 77 号議案
 - (1) 委 員 長 報 告…… 環 境 経 済 委 員 長
 - (2) 委 員 長 報 告 に 対 す る 質 疑
 - (3) 採 決……簡易採決
- 5 議 案 上 程……

{	自 日程第 4 第 78 号議案	12 件
	至 日程第 15 第 89 号議案	

 - (1) 説 明
(休 憩) 議案説明会開催
 - (2) 質 疑
 - (3) 委 員 会 付 託
- 6 休 会 の 決 定
- 7 散 会 の 宣 告

令和2年第3回浜松市議会定例会議案付託件目表（追加議案）

会務部議案課

総務委員会

- 第 78 号議案 令和2年度浜松市一般会計補正予算（第5号）
第1条（歳入歳出予算の補正）中
第1項
第2項中
歳入予算中
第18款 国庫支出金中
第2項 国庫補助金中
第1目 総務費国庫補助金
第20款 財産収入
第21款 寄附金
第22款 繰入金
第23款 繰越金
歳出予算中
第2款 総務費中
第1項 総務管理費
第9款 消防費中
第4項 災害対策費
- 第 81 号議案 浜松市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について
- 第 82 号議案 浜松市税条例等の一部改正について
- 第 85 号議案 浜松市新型コロナウイルス感染症対策基金に関する条例の制定について

会務部議案課

議案課

厚生保健委員会

第 78 号議案 令和2年度浜松市一般会計補正予算（第5号）

第1条（歳入歳出予算の補正）中

第2項中

歳入予算中

第18款 国庫支出金中

第1項 国庫負担金

第2項 国庫補助金中

第2目 民生費国庫補助金

第3目 衛生費国庫補助金

第19款 県支出金中

第2項 県補助金中

第2目 民生費県補助金

第3目 衛生費県補助金

歳出予算中

第3款 民生費

第4款 衛生費

第 79 号議案 令和2年度浜松市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

第 80 号議案 令和2年度浜松市病院事業会計補正予算（第2号）

第 83 号議案 浜松市介護保険条例の一部改正について

第 84 号議案 浜松市国民健康保険条例の一部改正について

環境経済委員会

第 78 号議案 令和2年度浜松市一般会計補正予算（第5号）

第1条（歳入歳出予算の補正）中

第2項中

歳入予算中

第18款 国庫支出金中

第2項 国庫補助金中

第5目 農林水産業費国庫補助金

第6目 商工費国庫補助金

第19款 県支出金中

第2項 県補助金中

第4目 農林水産業費県補助金

歳出予算中

第6款 農林水産業費

第7款 商工費

第 87 号議案 工事請負契約締結について（浜松市小型自動車競走場メインスタンド棟改築工事（建築工事））

建設消防委員会

- 第 78 号議案 令和2年度浜松市一般会計補正予算（第5号）
第1条（歳入歳出予算の補正）中
第2項中
歳入予算中
第18款 国庫支出金中
第2項 国庫補助金中
第8目 消防費国庫補助金
第24款 諸収入中
第6項 雑入中
第10目 土木費雑入
歳出予算中
第8款 土木費
第9款 消防費中
第1項 常備消防費
- 第 88 号議案 物品購入契約締結について（ヘリコプターテレビ電送システム用カメラ装置一式）
- 第 89 号議案 平成30年台風24号に伴う倒木による損害賠償請求調停事件に関する和解及び損害賠償額について

市民文教委員会

- 第 78 号議案 令和2年度浜松市一般会計補正予算（第5号）
第1条（歳入歳出予算の補正）中
第2項中
歳入予算中
第18款 国庫支出金中
第2項 国庫補助金中
第9目 教育費国庫補助金
第19款 県支出金中
第2項 県補助金中
第8目 教育費県補助金
第24款 諸収入中
第6項 雑入中
第12目 教育費雑入
歳出予算中
第2款 総務費中
第2項 中区役所費
第11項 生涯学習費
第10款 教育費
- 第 86 号議案 工事請負契約締結について（四ツ池公園陸上競技場改修工事）



02 静後広事第 283 号
令和 2 年 5 月 29 日

各市議会議員 様

静岡県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙
選挙長 安藤 弘

静岡県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙について（通知）

日頃、後期高齢者医療制度の運営につきまして、御理解、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、令和 2 年 5 月 7 日に告示しました静岡県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙について、候補者届出の受付（令和 2 年 5 月 22 日から 5 月 28 日）をしたところ、市議会議員区分から選出する議員の候補者の数が選挙すべき議員の数を超えました。

つきましては、貴議会の直近の本会議において、投票による選挙（市議会議員区分のみ）を実施していただくようお願い申し上げます。

併せて、選挙結果を別添「静岡県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙結果報告書（様式第 4 号）」により、報告していただくようお願い申し上げます。

なお、市長区分及び町長区分の選出議員については、候補者の数が選挙すべき議員の数を超えなかったため、投票による選挙を実施しないことを申し添えます。

【添付文書】

- ・ 候補者氏名表
- ・ 選挙実施に係る留意点
- ・ 選挙運動についての写し
- ・ 投票効力判定及び例示
- ・ 選挙議事次第書（参考）
- ・ 選挙結果報告書

静岡県後期高齢者医療広域連合事務局
担当 総務室 青野・須田・大橋
〒420-0851 静岡市葵区黒金町 5 9 番地の 7
ニッセイ静岡駅前ビル 3 階
TEL 054-270-5520 FAX 054-272-3312

令和2年5月7日告示
静岡県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙（市議会議員区分）

候補者氏名表

※届出順

(ふりがな) 候補者氏名	つちや ひであき
	土屋 秀明
公職等の種類	裾野市議会議長
所属政党	無所属
(ふりがな) 候補者氏名	さやま ただし
	佐山 正
公職等の種類	伊東市議会議長
所属政党	無所属
(ふりがな) 候補者氏名	しぶや ひでひこ
	渋谷 英彦
公職等の種類	焼津市議会議長
所属政党	無所属
(ふりがな) 候補者氏名	たかぎ まさふみ
	高木 理文
公職等の種類	御殿場市議会議員
所属政党	日本共産党

医療資源の構想の見直しを求める意見書（案）

現在、新型コロナウイルス感染症対応の医療現場では、感染症対応可能な医師ばかりではなく、他の診療科の医師も応援を求められている。

2014年のアメリカの自殺者の職業別データによると1位は医師、2位は歯科医師となっている。一方、日本は医療従事者の週労働時間が60時間を超える割合が41.8%と高いにもかかわらず、8位となっている。日米で人口1000人当たりの医師数に差は見られない。その順位の違いの原因を国民性に求めるのならば、日本の医療は、多くの勤勉な医療従事者の自己犠牲の上に成り立っていると言わざるを得ない。

2017年のデータにおいて、日本の1000人当たりの医師数は2.4人で、経済協力開発機構（OECD）諸国のうち、36か国中32位、同様に看護師は11.3人で10位である。また病床数は、日本は人口1000人当たり13.1床で1位、平均は4.7床で、イタリアは3.18床、スペインは2.97床と平均以下である。また両国とも1000人当たりの医師数は約4人と、日本より1.5人ほど多いが、看護師数はイタリアが5.8人、スペインが5.7人と日本の約半分である。

新型コロナウイルス感染症の致死率の高低は、各国の医療現場の対応力を反映していると考えられる。2020年5月5日現在、イタリアは致死率4位で13.7%、スペインは致死率5位で11.6%。医療資源と致死率の因果関係は予想の域は出ないものの、例えば致死率4.1%と低いドイツは医師4.3人、看護師12.9人、病床数8.0床である。

厚生労働省が昨年9月に公表した地域医療構想では、令和7年度に向け、病床の機能分化・連携を進めるために、医療機能ごとに令和7年度の医療需要と病床の必要量を推計している。

地域医療構想では急性期病床から回復期病床への転換を求めており、令和7年度の急性期病床の必要量を40.1万床としているが、見込みは55.5万床と15.4万床の差があり、回復期病床については必要量37.5万床に対し、見込みは19.2万床となっている。一方で、厚生労働省の医療従事者の需給に関する検討会・医師需給分科会は医師養成数の方針等を見直すべきとし、政府は「骨太の方針2018」で2022年度以降の医学部定員減について検討することを打ち出した。

このような状況下においては、パンデミックや大規模自然災害、細菌テロ発生にとっても対応できない。地下鉄サリン事件発生時に聖路加国際病院が空いている急性期病床全てを被害者受け入れに充てた歴史に学ぶべきである。

よって、国においては、以下の事項について、見直し及び拡充を講じるよう強く要望する。

記

- 1 急性期病床を削減し、回復期病床の需要増に充てる構想を見直すこと。
- 2 2022年度以降の医師養成定員減の方向を見直すこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

児童虐待防止のための保護者支援強化を求める意見書（案）

令和2年4月1日より、「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」が一部を除き施行され、しつけであっても、保護者による体罰は禁止されている。体罰容認の口実になると批判されている民法第822条の懲戒権についても、施行後2年を目途として、その在り方を検討し、必要な措置を講じるとされており、児童虐待根絶に一步近づいたと言える。その一方で、公益社団法人セーブ・ザ・チルドレン・ジャパンが平成29年に行った調査では、子供に対するしつけのための体罰を容認する人は56.8%に上る。体罰を容認する保護者の中には、自らも体罰を受けた経験があるケースも多く、日本国内における体罰容認論は根強く残っている。さらにその状況の中、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、緊急事態宣言が発出されたことで、休校措置や外出自粛要請によって家庭内環境が大きく変わった家庭も多い。厚生労働省の調査によれば、令和2年3月に全国の児童相談所が虐待として対応した件数は、前年同月と比べ12%増加しており、児童虐待が発生するリスクがより高まる結果となった。

そのため、法律は施行されたが、児童虐待を減らすためには、子育て環境の充実や保護者への支援、体罰禁止に関する周知啓発をさらに強力に進めていくべきである。

よって、国においては、下記事項について、積極的かつ適切な措置を講じるよう強く要望する。

記

- 1 子供に対する体罰の現状について全国的な実態調査を行い、社会全体で体罰禁止の意識を共有できるよう、さらなる普及啓発に努めること。
- 2 保護者に対して、子育てのあらゆる場面において感じる不安やストレスを軽減する子育て支援策及び体罰禁止策への予算措置を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

緊急事態宣言下での路線バスの柔軟なダイヤ変更を可能にすることを求める
意見書（案）

緊急事態宣言の下、外出自粛期間中には感染防止のために「3密」の回避が徹底的に求められ、さらにウイルス感染の疑いがある方は通院などでの公共交通利用も制限されることなどもあり、鉄道や路線バスなど公共交通全般の利用者が激減した。

そのような状況の中、例えば大阪市の地下鉄やニュートラムなどでは土日等に2割減便運行を行うなど、鉄道は事業者判断で利用者減に応じた間引き運転を実施することが法令上可能である一方で、路線バスが運行計画を変更する場合には、道路運送法第15条の3等に基づき、変更30日前までに国への届出が義務づけられているため、柔軟なダイヤ変更がしづらい状況にある。これにより緊急事態宣言発令直後は利用者がほとんどいないにもかかわらず、路線バスが運行されているケースもあった。

現在、新型コロナウイルス感染症に対して新型インフルエンザ等対策特別措置法の下、国土交通省は事業者からの申出による運行計画変更を弾力的に認め、土日祝日ダイヤで運行されている例もあるが、当該法について平成26年3月に国土交通省が発行した「公共交通機関における新型インフルエンザ等対策に関する調査研究—公共交通機関における感染予防策に関する検討—」には、「本検討会における検討は、新型インフルエンザ等発生の際、公共交通機関は、国民生活及び国民経済の安定の確保のために、可能な限りの運行を行うことが求められるという前提で行われており、仮に社会全体として、国民生活等の安定よりも感染の拡大の防止のための対策がより求められる状況あるいは考え方となるのであれば、公共交通機関においてとるべき対策も違ってくると考えられる。」と記されている。

よって、国においては、感染症に係る緊急事態宣言の下では、交通弱者が取り残されないことを考慮した上で、地域事情に応じた柔軟な運行計画の変更が可能となるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

地域経済回復のための財政支援拡充を求める意見書（案）

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、地域経済は大きな打撃を受けており、本市においてもインバウンド需要の大幅な落ち込みによる旅館やホテル等の宿泊施設への影響をはじめとして、海外に部品製造拠点を置く製造業やそれに関連する中小企業への影響は甚大で、経営不振による倒産も目立ち始めている。

コロナ禍終息後においても、地域経済の早期回復は難しい状況にあり、観光においては急減したインバウンド需要の復活に向けた受入れ環境の整備とともに、国内旅行者の取り込みの喚起、製造業ではサプライチェーンの国内拠点化・多元化を図るなど、中長期的な内外需のバランスの取れた施策の実施が必要となっている。

こうした戦略の見直しに加え、現在、地方自治体においては、大変厳しい財政状況の中、飲食店等への協力金の支給や地域限定の商品券の発行等、でき得る限りの経済対策を実施しているところであるが、自治体間格差は明らかで、今後もその格差はさらに広がっていくことが危惧されるため、地域経済の回復に向けた各自治体独自の取り組みへの財政支援をさらに促進しなければならない状況にある。

よって、国においては、地域経済を支え住民の暮らしを守るため、地方創生推進交付金の増額や交付範囲の拡大など、地方自治体が独自に実施する中長期的な経済対策に対する持続的な財政支援を拡充するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

全教育機関における情報通信技術向上策の早期実現を求める意見書（案）

新型コロナウイルスの発生は全世界に多大なる影響を及ぼしている。

我が国においては、経済活動が停滞しているが、最も影響を受けているのが、学校休業が続いた児童・生徒であり、今、求められているのが、学校現場における双方向のオンライン教育である。

現在、我が国における双方向のオンライン教育の実施は約5%に過ぎず、休業が続いた児童・生徒の学びに全く対応できていなかったのが現状である。

そのようなこともあり、現在、国においてはGIGAスクール構想の実現のための予算措置を図り推進しようとしている。

しかしながら、同構想においては、学校現場から家庭への情報端末の持ち出しを想定していないため、教育格差を助長する懸念もある。また、双方向のオンライン教育の実現には、さらなる情報通信技術向上策が必然となる。

双方向のオンライン教育が推進されれば、今回の休業対策のみならず、不登校やひきこもりの児童・生徒の学び、ひいてはインフルエンザ等での学級閉鎖等にも対応でき、万一の際の教育機会均等も確保できるなど、教育環境の危機管理対策としても有益なものとなる。

よって、国においては、GIGAスクール構想の加速化、構想実現後における持続的な財政支援を含む、全教育機関における情報通信技術向上策に鋭意取り組むことを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」の拡充を求める意見書
(案)

政府は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、4月16日には新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「緊急事態宣言」の対象地域を全国に拡大し、13都道府県を「特定警戒都道府県」に位置づけ、さらに5月4日に緊急事態宣言を5月31日まで延長することを決めた。その後、5月25日に全面解除とし、経済活動は段階的に緩和する方針を示した。

新型コロナウイルス感染症による国民生活や経済への打撃は計り知れず、PCR検査の遅れをはじめ、公衆衛生や新感染症対策を怠ってきた政府の責任は非常に重大である。

緊急経済対策では各自治体が地域の実情に応じて、具体的かつ有効的な施策を実施することが極めて重要なことから、下記のとおり、国においては現在、約3兆円規模とされている「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（以下、臨時交付金という。）」を拡充し、国民生活を守り、社会経済を維持することを強く要望する。

記

- 1 臨時交付金を大胆に増額すること。
- 2 交付対象事業の要件を最大限緩和し、地方自治体の裁量権を高めること。
- 3 交付手続を簡素化し、事業が迅速に開始できる制度設計とすること。
- 4 臨時交付金を充当してもなお生じる地方負担に対しては、特別交付税を確実に増額させ、地方自治体へ早期に交付すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。